

第 25 回 総 会

平成 2 8 年 5 月 1 9 日 (木) 午後 2 時 ~

京王プラザホテル八王子

全国自転車問題自治体連絡協議会

目 次

1	第25回総会および促進大会次第	1
2	全国自転車問題自治体連絡協議会役員名簿（平成28年5月1日現在）	2
3	平成27年度事業報告（認定第1号）	3
4	平成27年度歳入歳出決算（認定第2号）	5
5	平成28年度事業計画（案）（議案第1号）	7
6	平成28年度歳入歳出予算（案）（議案第2号）	8
7	全国自転車問題自治体連絡協議会新役員（案）（議案第3号）	9
8	第25回自転車問題解決促進大会 大会決議	10
9	平成28年度全国自転車問題自治体連絡協議会功労者表彰	12

【資料】

全国自転車問題自治体連絡協議会会員名簿 （平成28年4月1日現在）	13
全国自転車問題自治体連絡協議会規約	15

第 2 5 回総会および促進大会次第

第 1 部 総 会（午後 2 時～午後 2 時 3 0 分）

- (1) 開 会
- (2) 会長挨拶
- (3) 開催市長挨拶
- (4) 役員紹介
- (5) 議長選出
- (6) 議 事
 - 認定第 1 号 平成 2 7 年度事業報告
 - 認定第 2 号 平成 2 7 年度歳入歳出決算
監査報告
 - 議案第 1 号 平成 2 8 年度事業計画（案）
 - 議案第 2 号 平成 2 8 年度歳入歳出予算（案）
 - 議案第 3 号 全国自転車問題自治体連絡協議会新役員（案）
- (7) 閉 会

第 2 部 自転車問題解決促進大会（午後 2 時 4 5 分～午後 3 時 4 5 分）

- (1) 開 会
- (2) 会長挨拶
- (3) 来賓祝辞
- (4) 来賓紹介
- (5) 役員紹介
- (6) 功労者の表彰
- (7) 意見発表
- (8) 大会決議
- (9) 閉会のことば
- (10) 閉 会

第 3 部 講演会（午後 4 時～午後 5 時 0 0 分）

講演会その 1（午後 4 時～午後 4 時 4 0 分）

- (1) テーマ 「ココロとカラダに効く自転車」
- (2) 講演者 サイクルライフナビゲーター 絹代氏

講演会その 2（午後 4 時 4 0 分～午後 5 時 0 0 分）

- (1) テーマ 「最新の自転車駐車場事情」～八王子市の事例を通して～
- (2) 講演者 株式会社ビシクレット 代表取締役 井上喜一郎氏

平成 28 年 5 月 1 日現在

全 国 自 転 車 問 題 自 治 体 連 絡 協 議 会

役 員 名 簿

会 長	練馬区長	まえ かわ	あき お
		前 川	耀 男
副会長	仙台市長	おく やま	え み こ
		奥 山	恵美子
同	武蔵野市長	むら かみ	もり まさ
		邑 上	守 正
同	静岡市長	た なべ	のぶ ひろ
		田 辺	信 宏
同	岡山市長	おお もり	まさ お
		大 森	雅 夫
同	福岡市長	たか しま	そういちろう
		高 島	宗一郎
理 事	札幌市長	あき もと	かつ ひろ
		秋 元	克 広
同	土浦市長	なか がわ	きよし
		中 川	清
同	蕨市長	より たか	ひで お
		頼 高	英 雄
同	松戸市長	ほんごう や	けん じ
		本郷谷	健 次
同	川崎市長	ふく だ	のり ひこ
		福 田	紀 彦
同	新潟市長	しの だ	あきら
		篠 田	昭
同	宇治市長	やま もと	ただし
		山 本	正
同	八尾市長	た なか	せい た
		田 中	誠 太
同	川西市長	おお しお	たみ お
		大 塩	民 生
同	高松市長	おお にし	ひで と
		大 西	秀 人
監 事	八王子市長	いし もり	たか ゆき
		石 森	孝 志
同	枚方市長	ふし み	たかし
		伏 見	隆

認定第 1 号

平成 27 年度事業報告

1 第 24 回総会等の開催

(1) 総会

開催日時 平成 27 年 5 月 14 日 (木) 午後 2 時から午後 5 時 15 分

会 場 アジュール竹芝 (港区)

概 要

第一部総会は、68 自治体等会員計 155 人の参加により開催され、古賀清三議長(福岡市道路管理課長)の進行のもと、全ての議案が全会一致で承認、採択された。

次に、功労者表彰、川西市道路管理課長 福井孝信氏による総会決議が行われ、盛会のうちに終了した。

【表彰者】 東京都豊島区 片山 裕貴 氏
東京都八王子市 広瀬 武史 氏
福岡県北九州市 入江 千里 氏

(2) 自治体の取組紹介

第二部では、開催地区である東京都特別区の 4 区より、それぞれの区の自転車対策事業について、以下の内容が紹介された。

- ・東京駅および秋葉原駅周辺での放置自転車対策ほか
千代田区交通施策推進課放置自転車対策係長 遠藤 克也 氏
- ・自転車駐車場の設置状況及び昨年 8 月に開始したシェアサイクルについてほか
港区交通対策担当課長 西川 克介 氏
- ・臨海部コミュニティサイクルについてほか
江東区交通対策課自転車対策係長 石川 慈秀 氏
- ・法定外目的税の創設を含む放置自転車対策についてほか
豊島区交通対策課長 小野 義夫 氏

なお、翌日の 5 月 15 日 (金) に、江東区立豊洲駅地下自転車駐車場等を見学した。

2 平成 27 年度役員会の開催

(1) 第一回役員会

開催日 平成 27 年 5 月 14 日 (木) 午後 1 時から

会 場 アジュール竹芝 (港区)

案 件 総会の進行確認等

(2) 第二回役員会

開催日 平成 27 年 5 月 15 日 (金) 午前 10 時から

会 場 アジュール竹芝 (港区)

案 件 ア 平成 28 年度全自連会費

イ 平成 27 年度事業計画

- ウ 平成 28 年度以降の年度別役割分担
- エ 役員改選他

(3) 第三回役員会

- 開催日 平成 27 年 11 月 5 日 (木) 午後 1 時 30 分から
- 会 場 ホテルモントレ札幌 (札幌市)
- 案 件 ア 平成 28 年度総会議案
 - イ 役員改選
 - ウ 要請行動について
 - エ その他

3 全日本研修会

開催日 平成 27 年 11 月 5 日 (木) 6 日 (金)

会 場 ホテルモントレ札幌 (札幌市)

内 容

平成 27 年 11 月 5 日 (木) 午後 2 時 4 5 分から

【講 演】

「自転車の車道走行実現に向けて」

講 師：北海道大学大学院工学研究院教授 萩原 亨 氏

【事例発表】

仙台市の放置自転車対策について

仙台市建設局道路部道路管理課 牛木 恒平 氏

【グループ別研修会】

平成 27 年 11 月 6 日 (金) 午前 9 時から

【施設見学】

札幌市内に整備されたコミュニティーサイクルポートや自転車走行空間の実験区域、自転車駐車場等、自転車関連施設の見学会が行われた。

認定第2号

平成27年度 歳入歳出決算

1 歳入歳出決算

(単位：円)

歳入合計(A)	歳出合計(B)	歳入歳出差引残額(C) (A) - (B)	翌年度へ繰越(D) (= (C))
3,664,647	2,155,313	1,509,334	1,509,334

2 歳入の部

(単位：円)

科目	予算額	決算額(A)	比較増減	摘要
会費	2,460,000	2,450,000	10,000	会費@20,000×119=2,380,000 賛助会員@10,000×7=70,000
雑収入	1,000	282	718	利息 282
繰越金	1,214,000	1,214,365	365	平成26年度よりの繰越金
歳入合計	3,675,000	3,664,647	10,353	

3 歳出の部

(単位：円)

科目	予算額	決算額(B)	残額	摘要
事業費計	3,104,000	1,789,137	1,314,863	
大会費	1,200,000	792,652	407,348	総会費(練馬区)
行動費	180,000	180,000	0	
研修費	1,200,000	380,658	819,342	全日本研修会(札幌市)
ホーム・ツー運用経費	324,000	324,000	0	@27,000×12ヶ月
需用費	200,000	111,827	88,173	総会資料作成費等 91,800円
調査費	0	0	0	今年度は非該当
事務費計	150,000	94,522	55,478	
通信運搬費	90,000	51,898	38,102	各種郵送料、振込手数料
交通費	60,000	42,624	17,376	事務局旅費等(全日本研修会：札幌市)
予備費	421,000	271,654	149,346	NPO法人自転車活用推進研究会の年会費 10,000円 会長選出会議の参加に係る副会長候補市の旅費補助 215,714円 行動費予算超過分 225,940円-180,000円=45,940円
歳出合計	3,675,000	2,155,313	1,519,687	

平成 27 年度 会計 監査 報告

(自) 平成 27 年 4 月 1 日

(至) 平成 28 年 3 月 31 日

歳入決算額	3,664,647円
歳出決算額	2,155,313円
繰越額	1,509,334円

平成 27 年度歳入歳出決算を審査した結果、公正かつ妥当なものと認めます。

平成 28 年 4 月 27 日

監事 石 森 孝 志
(八王子市長)



平成 28 年 4 月 20 日

監事 伏 見 隆
(枚方市長)



議案第1号

平成28年度事業計画（案）

年月日	事業名	事業内容
平成28年 5月19日(木)	第25回総会 および 促進大会	内 容： 総会 自転車問題解決促進大会 講演会 会 場：八王子市
	役員会（第一回）	議 題： 平成29年度会費 事業分担について
平成28年 5月20日(金)	施設見学会	内 容：八王子市内の自転車施設見学
平成28年 10月～11月 (予定)	全日本研修会	内 容：講演、事例発表、施設見学他 会 場：仙台市
	役員会（第二回）	議 題： 第26回総会実施要領 平成28年度事業報告および決算 平成29年度事業及び予算
未定	関係省庁等への 要請行動	より効果的な要請行動とするため、役員会でその内容を検討のうえ実施する。

参考 29年度予定

平成29年 5月(予定)	第26回総会 および 促進大会	内 容： 総会 自転車問題解決促進大会 講演会 会 場：横浜市
-----------------	-----------------------	--

議案第2号

平成28年度歳入歳出予算（案）

1 歳入の部

（単位：千円）

科目	平成28年度	平成27年度	比較増減	摘要（単位：円）
会費	2,250	2,460	210	会費@20,000×109=2,180,000 賛助会員@10,000×7=70,000
雑収入	1	1	0	利息 300
繰越	1,509	1,214	295	前年度繰越金
歳入合計	3,760	3,675	85	

2 歳出の部

（単位：千円）

科目	平成28年度	平成27年度	比較増減	摘要（単位：円）
事業費	2,589	3,104	515	
大会費	1,000	1,200	200	総会費 1,000,000
行動費	180	180	0	役員会 150,000 要請行動費等 30,000
研修費	1,000	1,200	200	全日本研修会 1,000,000
ホームページ運用経費	289	324	35	運営管理委託料 @27,000×1ヶ月 @23,760×11ヶ月
需用費	120	200	80	各種資料印刷、消耗品、表彰副賞等
調査費	0	0	0	
事務費	750	150	600	
事務委託費	600	-	600	事務局事務の委託化（補助）
通信運搬費	90	90	0	会員宛通知郵送代等
交通費	60	60	0	事務局旅費等
予備費	421	421	0	
歳出合計	3,760	3,675	85	

議案第3号

全国自転車問題自治体連絡協議会

新役員(案)

会 長	千代田区長	いし 石	かわ 川	まさ 雅	み 己
副会長	札幌市長	あき 秋	もと 元	かつ 克	ひろ 広
同	八王子市長	いし 石	もり 森	たか 孝	ゆき 志
同	静岡市長	た 田	なべ 辺	のぶ 信	ひろ 宏
同	姫路市長	いわ 石	み 見	とし 利	かつ 勝
同	徳島市長	えん 遠	どう 藤	あき 彰	よし 良
理 事	いわき市長	し 清	みず 水	とし 敏	お 男
同	宇都宮市長	さ 佐	とう 藤	えい 栄	いち 一
同	さいたま市長	し 清	みず 水	はや 勇	と 人
同	松戸市長	ほんごう 本郷	や 谷	けん 健	じ 次
同	横浜市長	はやし 林		ふみ 文	こ 子
同	富山市長	もり 森		まさ 雅	し 志
同	岸和田市長	し 信	ぎ 貴	よし 芳	のり 則
同	広島市長	まつ 松	い 井	かず 一	み 實
同	北九州市長	きた 北	はし 橋	けん 健	じ 治
監 事	武蔵野市長	むら 邑	かみ 上	もり 守	まさ 正
同	福岡市長	たか 高	しま 島	そういちろう 宗一郎	

第25回 自転車問題解決促進大会

大会決議

一向に解決しない放置自転車問題に端を発し設立された「全国自転車問題自治体連絡協議会」の活動も、本年度で25年目を迎え、本日ここに、新たな一步を踏み出すこととなった。

この間、会員自治体をはじめとする各市区町村の懸命な取り組みにより、駅周辺の放置自転車は大幅に減少させることができた。一方で、市区町村では、いまだに駅前における自転車駐車場用地の確保に苦慮しており、駐輪需要を発生させている鉄道事業者は、公共交通の運営者として積極的に放置自転車対策へ取り組むべき必要がある。

また、現在は自転車ブームと言われており、健康や環境意識の高まりを背景にした自転車の利活用が注目されているなか、自転車の利用環境の向上が課題となっている。このほか、高額な賠償が生じた自転車事故事例などによる安全対策の必要性など、市区町村に課せられる自転車関連施策は多種多様になっている。国や都道府県は自らも主体的に取り組むとともに、あわせて市区町村への支援を拡充すべきである。

よって、私たち「全国自転車問題自治体連絡協議会」は、「21世紀の交通の主役」たる自転車に関する諸問題の解決と更なる活用を図るため、自治体としての責務を認識しながら、より良い自転車施策を推進するため、関係各位に下記の事項を要望する。

記

- 1 各鉄道事業者においては、鉄道利用者の利便性を高めるためにも、自ら自転車駐車場を整備・運営するほか、自転車駐車場の用地を市区町村へ無償提供するなど、自転車等駐車対策を積極的に推進すること。

また、都道府県においても、市区町村と同様、駅周辺に自転車駐車場を整備し、自らが管理する道路上の放置自転車等を撤去するとともに、市区町村の同対策に対しても積極的に協力すること。

交通管理者においては、違法駐車の取り締まりを強化すること。特に、放置自転車の呼び水となる自動二輪車および、自転車の安全走行の妨げとなる自転車レーン等での検挙徹底を図ること。

- 2 国においては、自転車対策の最前線を担っている市区町村の意向に沿って、自転車に関連する各種法令の改正を行うこと。特に、自転車駐車場の付置義務対象

施設に鉄道駅を含める法改正を行うこと。また、自転車利用者および歩行者相互の安全通行を確保するため、自転車の歩道通行が認められている歩道において、そのことをわかりやすく示す標識の法制化を図ること。一方で、全ての自転車の歩道走行を誘導しかねない、自転車の歩道通行の例外規定を見直すこと。

- 3 自転車が、他の交通機関に比べ、環境にやさしく健康的であることは論を待たない。自転車の利活用を推進し、適正な利用を市民レベルで定着させるためには、自転車通行空間の整備と、すべての道路利用者の順法意識の向上が不可欠である。そこで、国及び都道府県においては、市区町村の模範となるよう、道路管理者として自転車レーン等の整備を積極的に進めること。また、交通管理者は、自転車関連交通法規のわかりやすい啓発を行うほか、車道での自転車と自動車等の安全な共存を図るため、取り締まりの向上を含めたドライバー教育の徹底など、全国民に対する交通安全教育の充実を図ること。
- 4 自転車を総合的な交通体系の中に明確に位置づけるには、自転車の走行環境等が整備されていることが不可欠である。そこで、国及び都道府県においては、自転車の走行環境の整備を積極的に推進し、市区町村の整備促進に向けて支援策を拡充・拡大すること。
- 5 広く国民に定着している自転車は、今後さらなる活用が見込まれるものであり、公共交通手段の一つとして、また、被災地や発展途上国を支援する物資としても有用である。そのため、国や都道府県をはじめ、自転車に係わる関係各位すべては相互に協力し、自転車がさらに国民生活を支えていくよう、自転車施策を進めていくこと。

以上決議する。

平成28年5月19日

全国自転車問題自治体連絡協議会

平成28年度全国自転車問題自治体連絡協議会功労者表彰

1 全自連表彰

該当者なし

2 自治体特別表彰

	自治体名	氏名
1	東久留米市	古澤毅彦
2	岡山市	矢野憂二

3 全自連役員表彰

該当者なし

全国自転車問題自治体連絡協議会

会 員 名 簿

平成28年4月1日現在

(会員数 126団体)

地区 都道府県 会員自治体名

北海道	北海道	札幌市
東北	岩手県 宮城県 秋田県 福島県	盛岡市 仙台市 秋田市 福島市 郡山市 いわき市
北関東	茨城県 栃木県	水戸市 土浦市 宇都宮市
埼玉	埼玉県	さいたま市 川越市 熊谷市 川口市 所沢市 上尾市 越谷市 蕨市
千葉	千葉県	船橋市 松戸市 市原市 浦安市 四街道市
東京特別区	東京都	千代田区 中央区 港区 新宿区 文京区 台東区 墨田区 江東区 品川区 目黒区 大田区 世田谷区 渋谷区 中野区 杉並区 豊島区 北区 荒川区 板橋区 練馬区 足立区 葛飾区 江戸川区
東京多摩	東京都	八王子市 立川市 武蔵野市 三鷹市 昭島市 調布市 小金井市 東村山市 国分寺市 国立市 狛江市 東大和市 東久留米市 武蔵村山市 多摩市 稲城市 西東京市
神奈川	神奈川県	横浜市 川崎市 藤沢市 小田原市 相模原市 海老名市
北陸	新潟県 富山県	新潟市 富山市 高岡市
東海中部	長野県 岐阜県 静岡県 愛知県 三重県	長野市 岐阜市 大垣市 静岡市 浜松市 三島市 名古屋市 津市

地 区	都道府県	会 員 自 治 体 名
近畿	京 都 府 奈 良 県 和 歌 山 県	京都市 奈良市 和歌山市
大 阪	大 阪 府	大阪市 堺市 岸和田市 豊中市 枚方市 八尾市 松原市 大東市 東大阪市 大阪狭山市 門真市
兵 庫	兵 庫 県	神戸市 姫路市 尼崎市 明石市 西宮市 芦屋市 宝塚市 川西市
中 国	島 根 県 岡 山 県 広 島 県	松江市 岡山市 倉敷市 広島市 福山市
四 国	徳 島 県 香 川 県 愛 媛 県 高 知 県	徳島市 高松市 松山市 高知市
九 州	福 岡 県 佐 賀 県 熊 本 県 宮 崎 県 鹿 児 島 県	北九州市 福岡市 久留米市 佐賀市 熊本市 宮崎市 鹿児島市 南さつま市

賛助会員	一般財団法人 日本自転車普及協会 一般財団法人 自転車産業振興協会 一般社団法人 自転車駐車場工業会 公益財団法人 自転車駐車場整備センター 特定非営利活動法人 自転車活用推進研究会 公益財団法人 練馬区環境まちづくり公社 自転車 ID 化普及促進会
------	---

全国自転車問題自治体連絡協議会規約

(名 称)

第一条 本会の名称は、全国自転車問題自治体連絡協議会(以下「協議会」という。)とする。

(目 的)

第二条 協議会は、総合交通体系における自転車の位置づけを明確にしながら、総合的かつ計画的な自転車対策を推進するという理念のもとに、会員相互の連携を深め、自転車等の安全利用の促進、駅周辺等の放置自転車問題の解決を図り、住民生活の向上に寄与することを目的とする。

(事 業)

第三条 協議会は、前条の目的を達成するために、自転車問題に関する次に掲げる事業を行う。

- 1 自転車利用にかかる諸施策の調査、研究及び提言
- 2 政府、国会及び関係機関への請願、陳情または要請
- 3 自転車問題に係る講演、研修
- 4 自治体相互及び関係機関との情報交換
- 5 その他目的を達成するために必要な事項

(組 織)

第四条 協議会は、第二条の目的に賛同する正会員及び賛助会員により組織し、次に掲げるものをもって会員とする。

- 1 正会員・・・普通地方公共団体及び特別地方公共団体
 - 2 賛助会員・・・前号に掲げる団体以外のもので、協議会の事業に協力する者
- 二 協議会は、会員相互の連絡継走を密にするため、地区割りを別に定める。
- 三 協議会は、会員以外のもので、協議会の事業に協力する国及び都道府県を協力団体とすることができる。

(役 員)

第五条 協議会に次の役員を置く。

- 1 会長 一名
- 2 副会長 若干名
- 3 理事 二十名以内(会長、副会長を含む。)
- 4 監事 二名

二 役員は、協議会を組織する地方公共団体の長をもって充てる。

(会 長)

第六条 会長は会務を総括し、協議会を代表する。

二 会長は副会長の中から互選する。

(副会長)

第七条 副会長は、会長を補佐し、会長に事故のあるときは、会長があらかじめ指名する順位により会長の職務を代行する。

二 副会長は、理事の中から互選する。

(理 事)

第八条 理事は、理事会を構成し、必要な事項を審議する。

二 理事は、各地区毎に一名選出する。

(監事)

第九条 監事は協議会の会計を監査する。

二 監事は、会長、副会長、理事以外の会員から理事会において選出する。

(役員任期)

第十条 役員任期は二年とし、再任をさまたげない。

二 役員任期の辞退等により欠員が生じたときは、補選することができる。ただし、補選された者の任期は、前任者の残存期間とする。

(顧問及び相談役)

第十一条 協議会に顧問及び相談役を置くことができる。

二 会長は、理事会の承認を得て顧問又は相談役を委嘱する。

三 顧問及び相談役は、協議会及び理事会に出席して意見を述べるができる。

(事務局)

第十二条 協議会は、主たる事務局を会長の属する団体内に、従たる事務局を理事の属する団体内に置き、必要な職員を配置する。

二 主たる事務局には次の職員を置き、会長が任命する。

(1) 事務局長 一名

(2) 事務局参与 若干名

(3) 事務局特命参与 若干名

(4) 事務長 一名

三 従たる事務局には次の職員を置き、各理事が任命する。

(1) 事務局参与 若干名

四 事務局長は、会長の命を受けて協議会の運営を総括し、会計を管理する。

五 事務局参与は、事務局長の命を受けて事務局の事務を管理する。

六 事務局特命参与は、事務局長を補佐し、助言する。

七 事務長は、事務局長の命を受けて事務局の事務を処理する。

(総会)

第十三条 会長は、毎年一回総会を開催し、次に掲げる事項を決議する。

1 規約の改正に関する事

2 役員選任に関する事

3 事業報告及び事業計画に関する事

4 予算及び決算に関する事

5 その他、役員会において必要と認められた、協議会に関する重要な事項

二 会長は、必要と認められる場合は、臨時総会を開催することができる。

(役員会)

第十四条 会長は、必要に応じて役員会を開催し、次に掲げる事項を審議し議決する。

1 総会に付すべき事項

2 総会より委任された事項

3 その他、協議会の運営に関する重要な事項

二 役員会には、理事で構成する理事会を置き、次に掲げる事項を審議する。

1 会長、副会長並びに監事の選出に関する事項

2 顧問及び相談役の承認に関する事項

(会 議)

第十五条 総会及び役員会(以下「会議」という。)の議長は会長もしくは会長が指名する者をもって充てる。

二 会議は、会議を構成する者の二分の一以上の出席がなければ開催することができない。この場合、次項の規定により委任した者は出席したものとみなす。

三 会議に欠席する者は、その代表権の行使を会議に出席する他の者に委任することができる。この場合、委任を受けた者は、代理権を証する委任状を会長に提出しなければならない。

四 会議の議事は、出席者(前項の規定により委任した者を含む。)の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(会 計)

第十六条 正会員及び賛助会員は、別に定める会費を納入しなければならない。

二 会費の額及び納入期限は、理事会において決定する。

三 会計年度は、毎年四月一日に始まり、翌年三月三十一日に終わる。

第十七条 この規約に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は会長が定める。

(付 則)

この規約は、平成四年二月十三日から施行する。

(付 則)

この規約は、平成五年五月二十四日から施行する。

(付 則)

この規約は、平成八年五月二十三日から施行する。

(付 則)

この規約は、平成十一年五月二十日から施行する。